

# MUFG BK CHINA WEEKLY

三菱 UFJ 銀行 国際業務部

MARCH 20TH 2019

## ■ WEEKLY DIGEST

### 【経 済】

- 1-2月の主要経済指標 工業生産は10年ぶりの低水準 インフラ・不動産投資は加速

### 【産 業】

- 2月の自動車販売台数 前年同月比▲13.8% 8ヶ月連続の前年割れ

### 【貿易・投資】

- 「外商投資法」 2020年1月から実施 外資保護を強化

## ■ RMB REVIEW

- 通商合意に関する期待が引き続き支援

## ■ EXPERT VIEW

### 【日系企業のための中国法令・政策の動き】

- 「中華人民共和国外商投資法」
- 「中国国内での無住所個人の居住時間の判定標準に関する公告」ほか

本邦におけるご照会先:

三菱UFJ銀行国際業務部 東京:03-6259-6695 (代表) 大阪:06-6206-8434 (代表) 名古屋:052-211-0544 (代表)

- ・本資料は情報提供を唯一の目的としたものであり、金融商品の売買や投資などの勧誘を目的としたものではありません。本資料の中に銀行取引や同取引に関連する記載がある場合、弊行がそれらの取引を応諾したこと、またそれらの取引の実行を推奨することを意味するものではなく、それらの取引の妥当性や、適法性等について保証するものでもありません。
- ・本資料の記述は弊行内で作成したものを含め弊行の統一された考えを表明したものではありません。
- ・本資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。最終判断はご自身で行っていただきますようお願いいたします。本資料に基づく投資決定、経営上の判断、その他全ての行為によって如何なる損害を受けた場合にも、弊行ならびに原資料提供者は一切の責任を負いません。実際の適用につきましては、別途、公認会計士、税理士、弁護士にご確認いただきますようお願いいたします。
- ・本資料の知的財産権は全て原資料提供者または株式会社三菱 UFJ 銀行に帰属します。本資料の本文の一部または全部について、第三者への開示および、複製、販売、その他如何なる方法においても、第三者への提供を禁じます。
- ・本資料の内容は予告なく変更される場合があります。

【経済】

◆1-2月の主要経済指標 工業生産は10年ぶりの低水準 インフラ・不動産投資は加速

国家統計局は14日、1-2月の主要経済指標を発表した。工業生産の伸びは10年ぶりの低水準となった一方、固定資産投資に持ち直しの動きも見られ、同局は経済の下振れ圧力が依然として強い中、年初来落ち着いた推移にあるとした。

【図表1】2月の主要経済指標

項目	2018年12月		2019年1月		2019年2月	
	金額	前年比(%)	金額	前年比(%)	金額	前年比(%)
固定資産投資(除く農村企業投資)*	(億元) 635636	5.9	(億元) -	-	(億元) 44,849	6.1
うち、国有部門	(億元) (未発表)	1.9	(億元) -	-	(億元) (未発表)	5.5
うち、民間部門	(億元) 394051	8.7	(億元) -	-	(億元) 26,963	7.5
産業別	第一次産業	(億元) 22413	12.9	(億元) -	(億元) 950	3.7
	第二次産業	(億元) 237899	6.2	(億元) -	(億元) 13,864	5.5
	第三次産業	(億元) 375324	5.5	(億元) -	(億元) 30,035	6.5
工業生産(付加価値ベース)**	-	-	5.7	-	-	5.3
社会消費財小売総額***	(億元) 35893	8.2	(億元) -	-	(億元) 66,064	8.2
消費者物価上昇率(CPI)	-	-	1.9	-	1.7	1.5
工業生産者出荷価格(PPI)	-	-	0.9	-	0.1	0.1
工業生産者購買価格	-	-	1.6	-	0.2	▲0.1
輸出	(億米ドル) 2,212.5	▲4.4	(億米ドル) 2,175.7	9.1	(億米ドル) 1,352.4	▲20.7
輸入	(億米ドル) 1,641.9	▲7.6	(億米ドル) 1,784.1	▲1.5	(億米ドル) 1,311.2	▲5.2
貿易収支	(億米ドル) 570.6	-	(億米ドル) 391.6	-	(億米ドル) 41.2	-
対内直接投資(実行ベース)	(億米ドル) 137.1	23.2	(億米ドル) 124.1	2.8	(億米ドル) 92.8	3.3

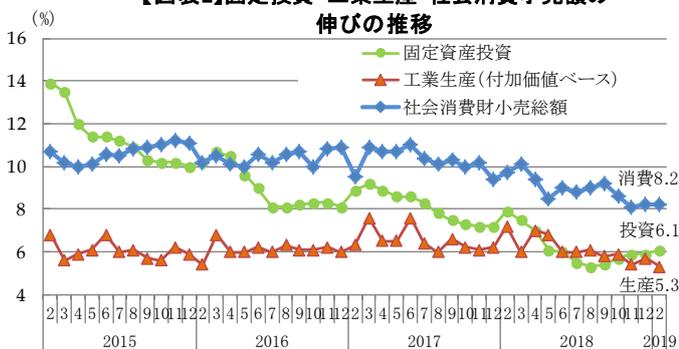
\*:年初からの累計ベース。  
 \*\*:2月は1-2月の累計ベース。独立会計の国有企業と年間販売額2,000万元以上の非国有企業を対象。  
 \*\*\*:2月は1-2月の累計ベース。  
 (出所) 国家統計局等の公表データを基に作成。

1-2月の工業生産は前年同期比+5.3%と、伸びは2018年12月から0.4ポイント縮小した(図表1・2)。業種別に見ると、自動車製造業が▲5.3%、石油・天然ガス採掘業が▲0.4%と前年を下回り、鉄道・船舶・航空・その他運輸設備製造業が2018年12月の+13.8%から+7.9%へ、コンピューター・通信・その他電子設備製造業が+10.5%から+6.0%へと縮小幅が大きかった。

1-2月の固定資産投資は前年同期比+6.1%と、伸びは2018年12月の同+5.9%から0.2ポイント拡大した(図表1・2)。項目別に見ると、製造業投資が+9.5%から+5.9%へと大きく縮小した一方、インフラ投資は2018年12月の+3.8%から+4.3%へ、不動産投資は+9.5%から+11.6%へと拡大し、投資全体を押し上げた(図表3)。

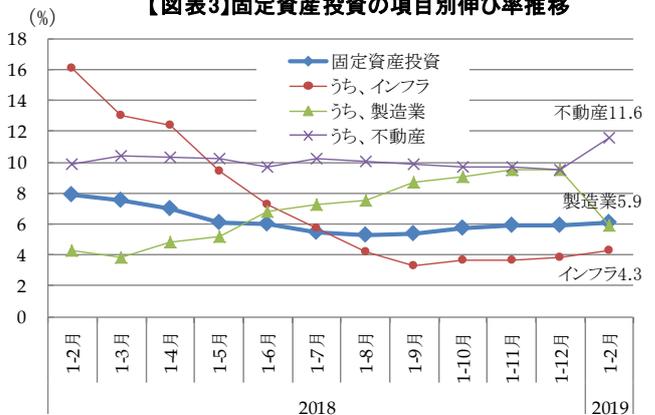
1-2月の社会消費財小売総額は前年同期比+8.2%と2018年12月から横ばいだった(図表2)。

【図表2】固定投資・工業生産・社会消費小売額の伸びの推移



(注) 固定資産投資は年初からの累計値  
 工業生産と社会消費財小売総額は2月のみ1-2月の累計値  
 (出所) 国家統計局の公表データを基に作成

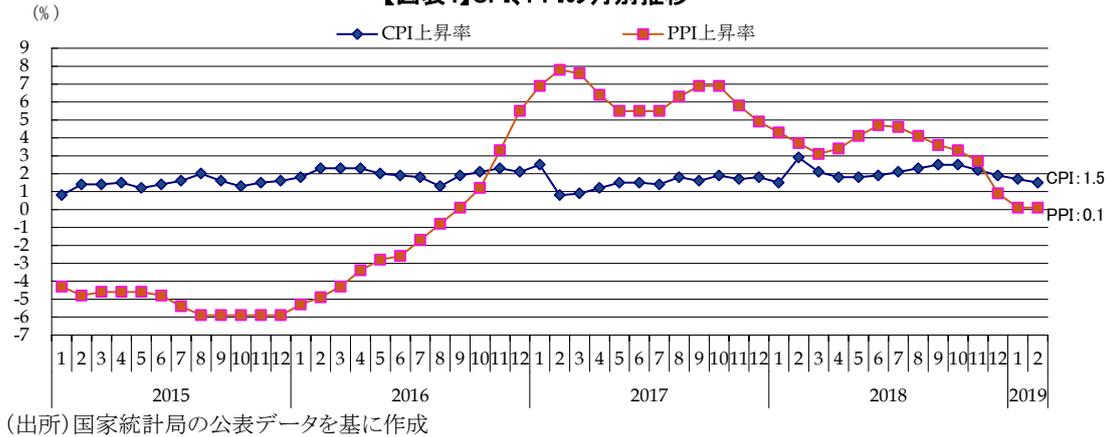
【図表3】固定資産投資の項目別伸び率推移



(出所) 国家統計局の公表データを基に作成

2月の消費者物価指数(CPI)は前年同月比+1.5%と前月から0.2ポイント下落した。項目別では、食品が同+0.7%、非食品が同+1.7%だった。工業生産者出荷指数(PPI)は同+0.1%と前月から横ばいだった(図表4)。

【図表4】CPI、PPIの月別推移

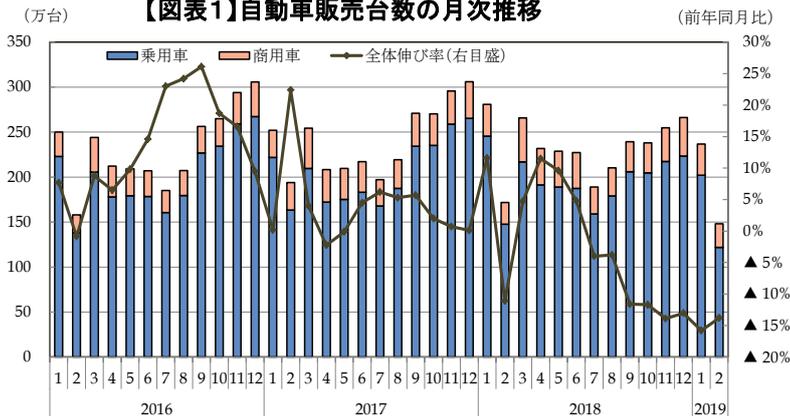


なお、2月末の都市部調査失業率は前月より0.2ポイント上昇して5.3%となった。2018年12月末の4.9%、1月末の5.1%から2ヶ月連続で上昇した。同局は、春節後に農村戸籍労働者の都市での求職活動が一時的に増える傾向にある特別要因によるものと説明した。政府は今年の都市部調査失業率目標を前年の「5.5%以下」から「5.5%前後」に微調整しており、足元の失業水準は政府の想定範囲内に止まっている。

## 【産業】

### ◆2月の自動車販売台数 前年同月比▲13.8% 8ヶ月連続の前年割れ

【図表1】自動車販売台数の月次推移



中国自動車工業協会の11日の発表によると、2月の自動車販売台数は前年同月比▲13.8%の148.2万台と、減少幅は前月の同▲15.8%からは縮小したものの、8ヶ月連続で前年を割り込んだ(図表1)。また、1-2月の累計では、前年同期比▲14.9%の385.2万台だった(図表2)。

2月の乗用車の販売は、前年同月比▲17.4%の122.0万台。乗用車のタイプ別でも、すべてのセグメントで前年を大幅に下回る状況が続いている(図表2)。

一方、2月の商用車販売は、前年同月比+8.0%の26.2万台と伸びがプラスに転じた。バス、トラックともに前年同月比で増加した(図表2)。2月以降インフラ・プロジェクトの着工が活発になったことや、例年大型トラックの販売ピーク期となる3~4月に向けた需要増加期待からディーラーがトラックの在庫を確保したことなどを反映したと見られている。

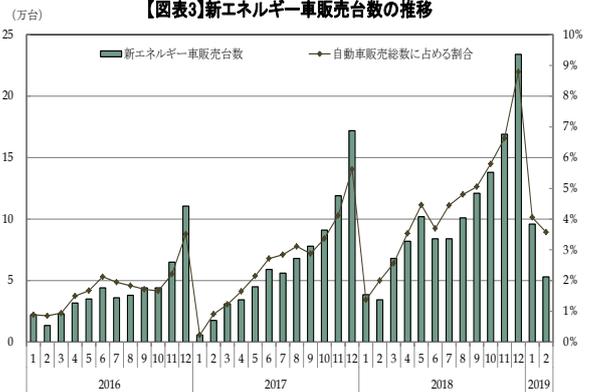
また、新エネルギー車の販売は、前年同月比+53.6%の5.3万台と、引き続き堅調に拡大している(図表2・3)。

【図表2】2019年2月の自動車販売台数と伸び率

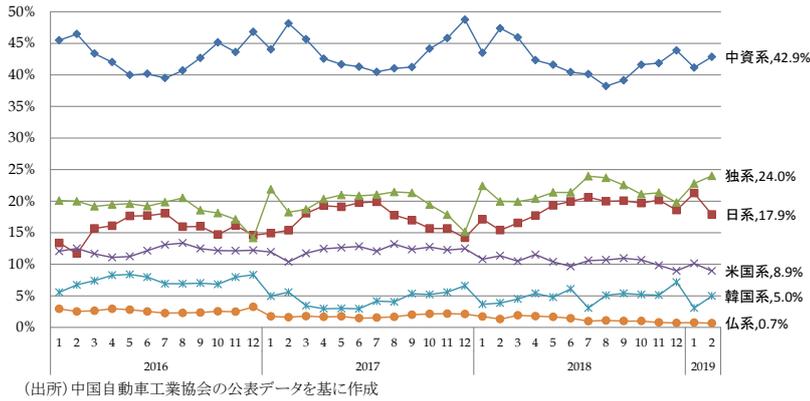
	2019年1月		2019年2月		2019年1-2月	
	販売台数(万台)	前年同月比	販売台数(万台)	前年同月比	販売台数(万台)	前年同期比
<b>自動車販売台数</b>	<b>236.7</b>	<b>▲15.8%</b>	<b>148.2</b>	<b>▲13.8%</b>	<b>385.2</b>	<b>▲14.9%</b>
乗用車	202.1	▲17.7%	122.0	▲17.4%	324.3	▲17.5%
セダン	98.6	▲14.9%	58.0	▲14.4%	156.6	▲14.7%
SUV(スポーツ型多目的車)	87.9	▲18.9%	53.0	▲18.6%	141.1	▲18.6%
MPV(多目的車)	13.0	▲27.4%	8.8	▲27.2%	21.8	▲27.4%
クロスオーバー-SUV	2.6	▲26.0%	2.1	▲16.7%	4.8	▲22.1%
商用車	34.6	▲2.2%	26.2	8.0%	60.8	2.0%
バス	3.3	▲6.7%	1.9	0.1%	5.2	▲4.1%
トラック	31.3	▲1.7%	24.3	8.7%	55.6	2.6%
新エネルギー車	9.6	138.0%	5.3	53.6%	14.8	98.9%
電気自動車(EV)	7.5	179.7%	4.0	69.4%	11.4	127.9%
プラグインハイブリッド車(PHV)	2.1	54.6%	1.3	18.6%	3.4	38.5%

(出所) 中国自動車工業協会の公表データを基に作成

【図表3】新エネルギー車販売台数の推移

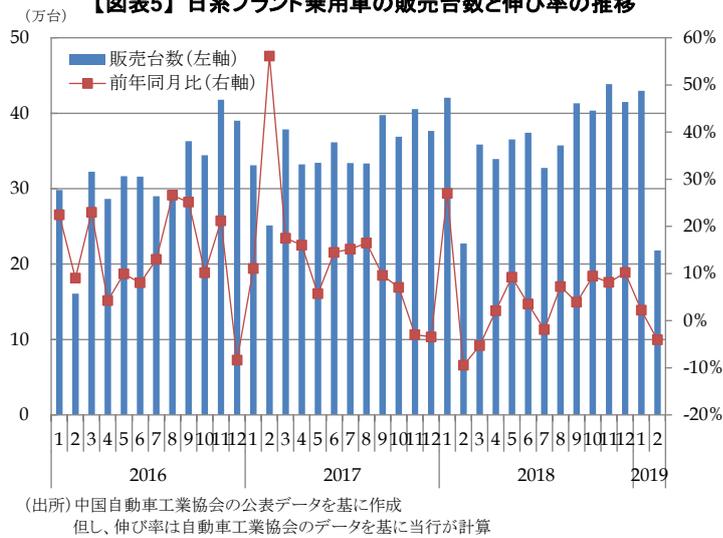


【図表4】乗用車の国別販売台数の構成比の月次推移



乗用車の国別販売シェアは、中資系が42.9% (52.3万台)、独系が24.0% (29.3万台)、日系が17.9% (21.8万台)、米国系が8.9% (10.9万台)、韓国系が5.0% (6.1万台)、仏系が0.7% (0.8万台)で、中資系、独系、韓国系がシェアを伸ばした(図表4)。なお、日系は前年同月比▲4.1% (※)の21.8万台で、7ヶ月ぶりに前年割れとなった(図表5)。(※)中国自動車工業協会発表の販売台数を基に当行が計算。

【図表5】日系ブランド乗用車の販売台数と伸び率の推移



## 【貿易・投資】

### ◆「外商投資法」 2020年1月から実施 外資保護を強化

外国企業による中国投資について規定する「外商投資法」が15日、全国人民代表大会(全人代、日本の国会に相当)で可決、成立した。2020年1月1日より実施され、現行の「外資企業法」「中外合弁経営企業法」「中外合作経営企業法」の外資三法は同日、廃止される。

新「外商投資法」は全42条から成り、投資の促進、保護、管理を規定しており、一層の外資保護と外資誘致を図るものとしている。なお、「外商投資法」は投資受入れ方針を規定するもので、外資企業の組織運営については、「公司法(会社法)」に従うこととなる。

詳細解説は本号の「EXPERT VIEW」、法律全文と仮訳は下記URLをご参照ください。

<原文> [http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/2019-03/15/content\\_2083532.htm](http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/2019-03/15/content_2083532.htm)

<仮訳> <https://www.bk.mufg.jp/report/chi200403/319032001.pdf>

RMB REVIEW

◆通商合意に関する期待が引き続き支援

・今週(3/11～)のレビュー

今週の人民元対ドル相場は、週初(3/11)6.7220 で寄り付いた。当初は先週からのジリ安の流れを引き継いで小幅に下落したものの、ドルの反転下落や、米中通商交渉が引き続き妥結に向けて進捗していることが報道などから確認されると、人民元は緩やかな反発に転じ、14日の寄り付き後に週間高値 6.7010 をつけた。しかし、同日午前には発表された中国の2月分主要景気指標が軟調な内容となった他、米中通商協議の締め括りとして開催される予定の米中首脳会談が4月以降に後ずれとの同日の報道を受けて再び反落し、15日に週間安値 6.7301 をつけた。本稿執筆時点では 6.72 近辺で推移している(第1、2図)。

第1図：人民元対ドル相場(1/1～3/15の13時00分時点)



(資料) Bloomberg より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

第2図：人民元対ドル相場(2005年以降)



(資料) Bloomberg より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

・米中通商協議に関する期待とドル安が今週は支援材料に

今週の人民元対ドル相場は、引き続き米中通商協議の妥結に対する期待が維持されたことが一定の支えとなった。各種報道や要人発言によれば、中国の構造問題などで両者には依然一定の溝がありつつも、妥結を目指して交渉を続けている模様だ。もっとも、週後半には米中首脳会談が4月以降に先送りされると報道されると、逆に人民元下落材料となる局面もあった。中国の2月分主要経済指標が、総じて軟調な内容であったことも、人民元相場に対する一定の重石となった。結果的に今週の人民元対ドル相場は、6.7台前半での保ち合い色強い推移となった。ドル要因と人民元要因に分けてみると、今週はドルの名目実効為替レート、人民元の名目実効為替レート共に軟調地合いとなっていた(第3、4図)。人民元名目実効為替レートは、昨年10月末につけた直近最低水準からの反発局面が続いているが、今週は一旦反落がみられた。当局が望ましい価格帯とみていると推測される2016年後半以降のレンジの上半分の領域に達し、そろそろ当局が過度な上昇を意識し始めても不思議でない状況が続いている。

第3図：ドル名目実効為替レート(2017年以降)



(資料) Bloomberg より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

第4図：人民元名目実効為替レート(2017年以降)



(資料) Bloomberg より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

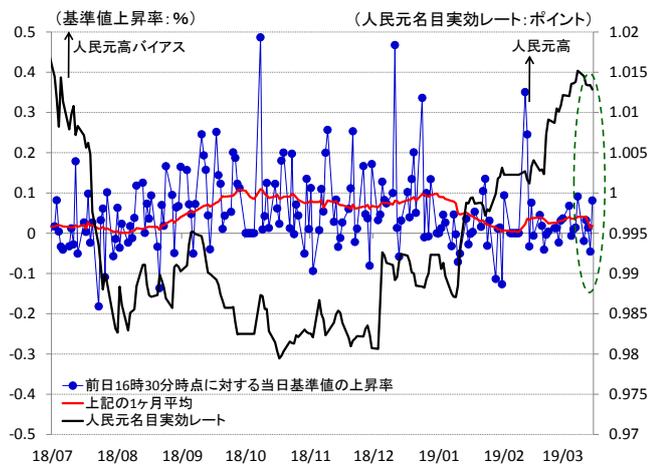
(注) CFETS 公表の各通貨基準レートと通貨バスケット構成ウェイトに基づき作成

・足元基準値の設定に総じて人民元高・安のバイアスは無く、当局は足元の人民元相場の推移を市場の需給に委ねようとしている模様

第5図は、前日16時30分の日中取引終値に基づく人民元名目実効為替レートに対する、当日9時15分発表の人民元基準値に基づく人民元名目実効為替レートの比率から、基準値設定による当局の人民元誘導方針を検証・定点観測したものである。同比率は、今週も1月頃からのゼロを中心とした小幅のレンジでの推移を継続。すなわち人民元基準値は、総じて人民元高バイアス(人民元安抑制方向)も、人民元安バイアスも無く設定されており、当局は足元の人民元相場の推移を基本的に市場の需給に委ねようとしているように見え、依然上昇を抑制するような動きはみられていない。

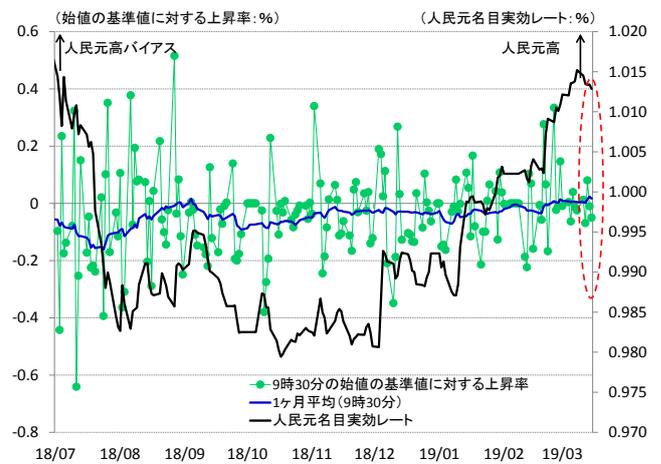
また、第6図は、この各基準値に対する市場の始値(人民元名目実効為替レートベース)の比率で市場の地合いを検証・定点観測したものである。今週も小動きで、人民元高、人民元安双方向へ寄り付き、相場の地合いは引き続き安定していた。

第5図：基準値設定による人民元誘導スタンス



(資料) Bloomberg より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

第6図：基準値に対する人民元始値の上昇・下落率



(資料) Bloomberg より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

## ・米中首脳会談は4月以降に後ずれへ

米中通商協議に関しては、今週も水面下での交渉が続けられていた模様だ。11日に中国の王受文商務次官は、米中協議における合意履行の枠組みは「双方向で公正かつ公平」でなければならないとしつつ、交渉の見通しについて「希望を持っている」と述べた。12日にライトハイザー米通商代表部(USTR)代表は、「米中協議は妥結に向けた最後の数週間の段階にあるが、米国に有益となるように懸案が解消されなければ合意は無い」と述べている(第7図)。また、「現在の関税がどうなるかにかかわらず、合意違反の場合に関税を引き上げる権利を米国は維持しなければならない」とも述べた。13日にはトランプ大統領が、「米中協議の合意は急がない」、「(首脳会談での交渉決裂を中国が懸念しているのであれば)協議合意後に首脳会談を開催してもよい」などと述べている。さらに14日にはムニューシン米財務長官が「通商協議の一環としての米中首脳会談が今月開催されることはないだろう」と延べ事実上4月以降先送りとなることを認めた。

米中通商協議は、依然「中国製造 2025」などを始めとする構造問題で対立が解消していないようだ。しかし、金融市場も米中が一定の合意に達するであろうことを相応に織り込んでおり、ここで交渉決裂となれば、景気はもとより金融市場全般にも大きな悪影響が及び得ることから、米中両政府とも交渉物別れという選択肢は次第に取り難くなっているとも言える。妥結時期は当初想定されていた3月終わりから4月に後ずれする見込みで、その分金融市場に与える先行き不透明感は長引くことにもなるが、最終的な妥結は依然視野にあると言えよう。

**第7図：米中通商協議に関する最近の動向**

日時	発言者など	内容
2月		
5日	トランプ大統領	中国との通商合意は、真に構造的な変化を含むものでなければならない(一般教書演説)。
7日	トランプ大統領	3月1日の交渉期限までに習近平国家主席と首脳会談を行なう予定は現時点ではない。
12日	トランプ大統領	真の合意に達する見込みがあるのであれば、交渉期限を若干延期することも可能(基本的にはやりたくないが)。
14日	—	米国は米中通商協議(制裁関税率引き上げ)の期限を60日間延期することを検討(ブルームバーグ通信)。
14日~15日	—	米中間僚級通商協議を再開(北京)。
19日	トランプ大統領	米中協議は極めて複雑な協議だが、順調に進んでいる。3月1日は「魔法の期日」ではない(期日延長示唆)。
—	—	米国は中国に対して、人民元相場安定の保証を要求している模様(ブルームバーグ通信)。
21日~22日	—	米中間僚級通商協議を再開(ワシントン)。その後予定を24日まで延長。
24日	トランプ大統領	米中協議で進展があったため、3月1日の交渉期限を延期し、3月2日からの関税率引き上げも先延ばしする。
28日	トランプ大統領	米中協議も、うまく行かなければ躊躇なく取引から歩み去る。
—	クロー米国家経済会議委員長	米中の歴史的な通商合意に向けて前進している。
3月		
3日	—	米中首脳会談が3月27日に開催されて正式合意に至る可能性(WSJ紙)。
4日	—	米中が合意に至れば、対中制裁関税の全部あるいは大半が撤回される可能性が高い(ブルームバーグ通信)。
7日	ファーウェイ	米国政府によるファーウェイ社製品の調達を禁止する措置が米憲法違反として、米政府を提訴。
10日	易綱中国人民銀行総裁	米国とは市場原理に基づいて為替レートが決定されること、通貨の競争的切り下げは行わないことなどを議論した。
12日	ライトハイザー-USTR代表	米中協議は合意に向けた最後の数週間の段階にある。米国に有益となるように懸案が解消されなければ合意は無い。
13日	トランプ大統領	米中協議の妥結を急がない。米中首脳会談は協議合意後に開催することも可能。
14日	ムニューシン財務長官	通商協議の一環としての米中首脳会談は、タイミングを考えると今月末に行われることは無い。

(資料) 各種報道より三菱UFJ銀行グローバルマーケットリサーチ作成

## ・人民銀行総裁の発言によれば、これまでの人民元通貨政策や制度改革の方向性は基本的に維持される模様

10日に易綱中国人民銀行総裁は、全人代(全国人民代表大会)期間中の記者会見に臨んだ(第8図)。米中通商協議では通貨政策に関して、①両国が双方の金融政策の自主性を尊重すること、②市場原理に基づいて為替レートが決定されること、③通貨の競争的切り下げは行わないこと、④IMFの基準に従って為替政策関連データを開示すること、などの議論が行われたと述べた。また、人民元相場は合理的な水準で安定を保ちつつ、市場原理に基づいて決定される方向へと今後も自由化政策を進めるとし、従来から大きな変化の無い見解を繰り返した。

先月ムニューシン米財務長官などは、詳細はいずれ公表するとしつつ、米中協議において人民元相場の安定について合意したと表明。対ドルでの人民元相場の安定ということであれば、これまでの中国当局による人民元通貨制度改革に逆行する内容であった。これに対し易綱総裁の発言は、これまで度々言及されて来た内容で、

中国の通貨政策や改革の方向性が今回の米中協議を機に大きく変化することには至らないことを示唆するものである。米国が言及していた人民元相場の安定とは、人民元相場を下落方向へ誘導しないことを指しているに過ぎない可能性もある。そうであれば、これまで当方が指摘して来たような、人民元名目実効為替レートの安定にシフトし、市場の変動を反映させて人民元相場の対ドルでの柔軟性を徐々に拡大していく方針は不変ということになる。

因みに今回同総裁は、定期的な為替介入を取りやめ、金融政策の策定に際して人民元相場は主要な懸念要因ではないと述べたようだ。これも金融政策の独立性の観点から人民元相場の対ドル柔軟性を拡大して来たことと整合的だ。いずれにしても、通貨問題に関する合意は、今後の人民元通貨政策と人民元の相場形成に大きく影響を与えることから、その正式な公表が待たれるところである。

**第 8 図: 3 月 10 日の易綱中国人民銀行総裁の会見概要(通貨政策を中心に)**

- ・米中通商協議では、為替政策についても既に多くの点で合意に達した。
- ・協議においては、両国が双方の金融政策の自主性を尊重すること、市場原理に基づいて為替レートが決定されること、通貨の競争的切り下げは行わないこと、IMF の基準に従ってデータを開示すること、などについて議論した。
- ・人民元相場は合理的な水準で安定を保つ必要があり、市場原理に基づいて為替相場が決まる方向へと今後も自由化改革を進めていく。
- ・外国為替市場への定期的な介入を基本的に取りやめており、金融政策の運営に際して人民元相場は主要な懸念要因ではない。
- ・民間企業が資金を借りる際の金利を引き下げる対策を進める。預金準備率の下げ余地は狭まりつつあるが、さらなる引き下げの余地はある。

(資料)ロイター始めとした各種報道などより三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

**・2 月の経済指標には企業活動や雇用関連指標の弱含みがみられるなど景気は依然減速基調**

9 日に発表された中国の 2 月分消費者物価は前年比+1.5%と市場予想(同+1.5%)通り前月(同+1.7%)を下回った(第 9 図)。2 月分生産者物価は前年比+0.1%と、市場予想(同+0.2%)を下回り前月(同+0.1%)から横ばいとなった。エネルギー価格低下の影響に加え、景気減速による物価低下圧力も警戒されている。10 日に発表された、2 月分人民元建貸出残高は前年比+13.2%、シャドーバンキングを含む社会融資総量残高は同+10.0%と、旧正月による季節要因もあり、それぞれ前月から減速した(第 10 図)。

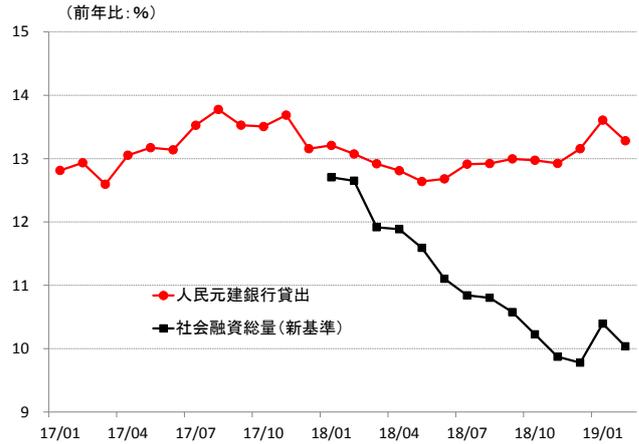
14 日公表の 1-2 月累計の鉱工業生産は前年比+5.3%と、市場予想(同+5.6%)、12 月単月分(同+5.7%)を共に下回った(第 11 図)。1-2 月分累計の固定資産投資額は前年比+6.1%と、市場予想(同+6.1%)通り昨年通年(同+5.9%)を上回った(第 12 図)。内訳をみると、製造業は落ち込んだものの、政策による挺入れもありインフラ投資の持ち直しが寄与しているとみられる。さらに同日発表の 2 月分調査失業率は 5.3%と 12 月(4.9%)から急上昇した(第 13 図)。1-2 月累計の社会消費財小売総額は前年比+8.2%と、市場予想(同+8.2%)通り、12 月(同+8.2%)から横ばいとなった(第 14 図)。

**第9図: 消費者物価(前年比)と生産者物価(前年比)**



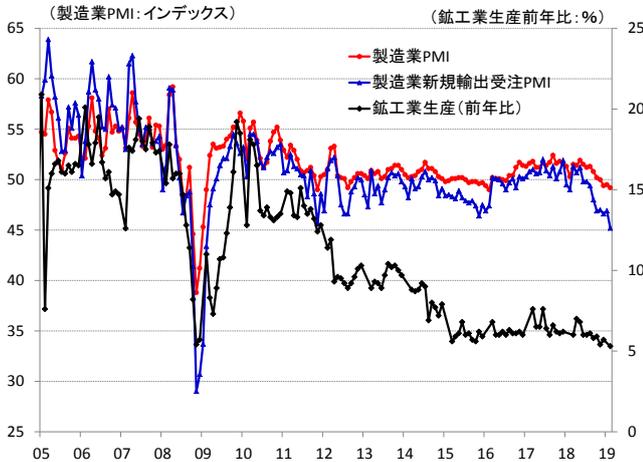
(資料) Bloomberg より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

**第10図: 人民元建銀行貸出と社会融資総量の前年比**



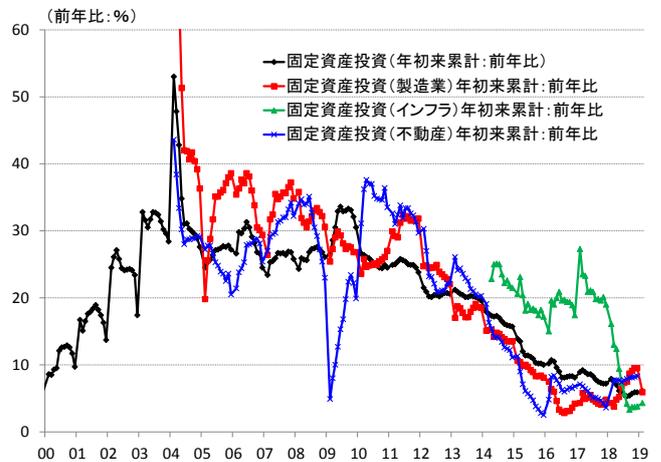
(資料) Bloomberg より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

**第11図: 鉱工業生産(前年比)と製造業 PMI**



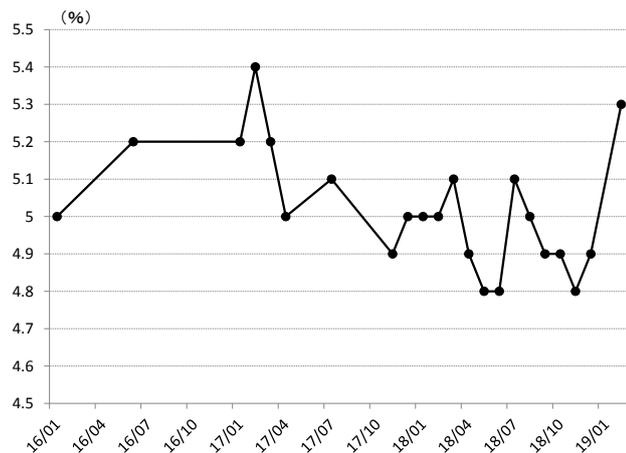
(資料) Bloomberg より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

**第12図: 固定資産投資(年初来前年比)と主な内訳**



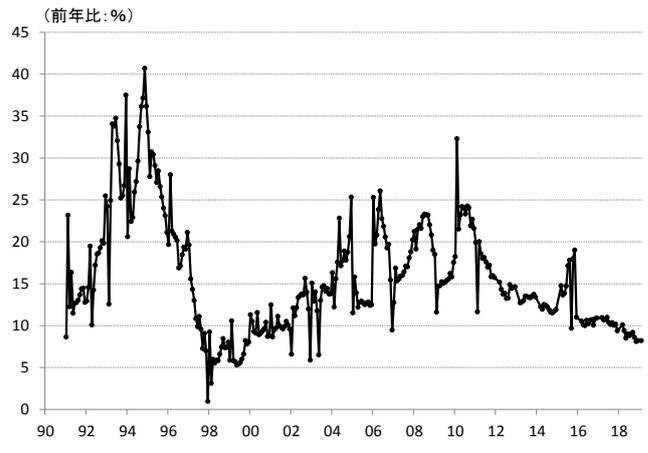
(資料) Bloomberg より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

**第13図: 調査失業率**



(資料) Bloomberg より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

**第14図: 社会消費財小売総額(前年比)**



(資料) Bloomberg より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

中国経済は、企業の生産活動や個人消費などを中心に引続き減速基調にある。企業活動の減速が、これまで比較的安定していた公式統計上の雇用情勢に影響し始めた可能性もある。政策支援を受けた固定資産投資の持ち直しが一定の支えになりつつあるが、過剰債務削減の観点からかつてのような大規模な投資は行い難く、引き続き年前半を中心に緩やかな景気減速が続きそうだ。

## MUFG BK CHINA WEEKLY (March 20th 2019)

### ・来週(3/18～)の見通し

先週みられていたドルの持ち直しは、結果的に一時的となり、今週はリスクオンの揺り戻しを背景に再びドル安地合いとなった。人民元対ドル相場も、米中通商協議に対する期待が維持されている中、週前半を中心に人民元高が進んだ。一方、14日発表の中国月次主要経済指標から引き続き中国経済の減速基調が確認されると、週後半に人民元相場は反落した。

来週は、19日～20日のFOMCで年内のバランスシート縮小停止に向けた具体的な動きが確認されるなどしてドル安材料となる可能性がある。英国のEU離脱を巡っては、20日までに3度目の離脱協定案の議会採決が行われるとみられ、合意なき離脱のリスクも依然燻るが、事態打開に向けた動きの一步でもあり、これまでのところこれに対する市場のリスクオフ的な動きは限定的だ。来週も今週みられたリスクオンのドル安地合いが続く可能性は相応にある。米中通商協議妥結に対する期待は基本的に維持されるとみられ、中国景気の減速に対する懸念もさらに拡大するに至らなければ、来週の人民元は対ドルで強保ち合いで推移するのではないかとみている。

(3月15日作成) グローバルマーケットリサーチ

日付	USD				JPY(100JPY)		HKD		EUR		金利 (1wk)	上海A株 指数	
	Open	Range	Close	前日比	Close	前日比	Close	前日比	Close	前日比		指数	前日比
2019.03.11	6.7220	6.7185~ 6.7271	6.7251	-0.0018	6.0456	-0.0104	0.8568	0.0002	7.5628	0.0276	2.1000	3,170.24	59.85
2019.03.12	6.7170	6.7090~ 6.7177	6.7114	-0.0137	6.0263	-0.0193	0.8552	-0.0016	7.5654	0.0026	2.6316	3,205.20	34.96
2019.03.13	6.7051	6.7042~ 6.7120	6.7092	-0.0022	6.0255	-0.0008	0.8547	-0.0005	7.5754	0.0100	2.4000	3,170.28	-34.93
2019.03.14	6.7010	6.7010~ 6.7205	6.7170	0.0078	6.0152	-0.0103	0.8557	0.0010	7.6089	0.0335	2.5800	3,132.28	-37.99
2019.03.15	6.7230	6.7075~ 6.7301	6.7117	-0.0053	6.0119	-0.0033	0.8556	-0.0001	7.6029	-0.0060	2.7600	3,164.79	32.51

(資料) 中国外貨取引センター、中国人民銀行、上海証券取引所資料より三菱UFJ銀行国際業務部作成

【日系企業のための中国法令・政策の動き】

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社  
 コンサルティング事業本部 国際アドバイザー事業部  
 シニアアドバイザー 池上隆介

今回は 2 月下旬から 3 月中旬にかけて公布された政策・法令を取りあげました。一部それ以前に公布され、公表が遅れていたものを含んでいます。

【法律】

【外商投資法】

●「中華人民共和国外商投資法」

(国家主席令第 26 号、2019 年 3 月 15 日公布、2020 年 1 月 1 日施行)

中国への外国投資者の投資に関する基本法。主な内容については、下記の解説をご参照。

■原文は全国人民代表大会の下記サイトをご参照。

[http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/2019-03/15/content\\_2083532.htm](http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/2019-03/15/content_2083532.htm)

【行政法規】

【行政改革】

○「国务院の一連の行政許可事項の取り消しおよび下放に関する決定」

(国発[2019]6 号、2019 年 2 月 27 日発布・実施)

中央・地方の行政許可事項のうち、25 項目を取り消し、6 項目を下級部門に権限を委譲するもの。

日系企業に関係する主な取り消し事項は、以下の通り。( )内は従来の許可部門。

- ・ 企業設立時の名称事前承認(各級市場監督管理部門)(注:従来は、企業の設立登記前の単独の手続きとして行っていたが、設立登記時に同時に行うように変更されたことに伴うもの。)
- ・ 道路貨物運輸ターミナル(場所)経営許可(県級交通運輸部門)
- ・ 国内での税関監督管理貨物運輸を引き受ける運輸企業、車両の登録(各直属税関)
- ・ 国際道路貨物運輸許可(各級交通運輸部門)
- ・ 非船舶運航業者業務審査・許可(交通運輸部)(注:非船舶運航業者は NVOCC をいう。)

■原文は、中央人民政府ポータルの下記サイトをご参照。

[http://www.gov.cn/zhengce/content/2019-03/06/content\\_5371253.htm](http://www.gov.cn/zhengce/content/2019-03/06/content_5371253.htm)

【政策】

【行政改革】

○「商務部の対外貿易経営者届出登記業務の更なる最適化に関する通知」

(商貿函[2019]72 号、2019 年 2 月 18 日発布、同年 3 月 1 日実施)

企業が対外貿易に従事する際に義務付けられる商務部門への「対外貿易経営者届出登記」手続きを簡素化するもの。

■具体的な簡素化措置は、以下の通り。

- ・ 新規の申請と変更の際は、ネットを通じて営業許可証のコピーと申請表原本をスキャンしたものを提出する。
- ・ 遺失または破損により再発行が必要な場合は、従来の指定新聞での廃棄声明の掲載を不要とし、元の届出登記機関に書面で再申請する。
- ・ 企業の分支機構(分公司)が新規に申請または変更する場合は、分支機構の営業許可証、同責任者が署名・捺印した申請表原本、企業(総公司)の同意書原本を提出する。

■原文は商務部の下記サイトをご参照。

<http://www.mofcom.gov.cn/article/h/redht/201902/20190202838285.shtml>

○「国務院弁公庁の不動産登記の処理時間圧縮に関する通知」

(国弁発[2019]8号、2019年2月26日発布・実施)

不動産の権利登記手続きにかかる時間を短縮するよう地方政府に指示したもの。全国すべての市・県で2019年末までに一般登記は10業務日以内、抵当権設定登記は5業務日以内とし、2020年末までに一般登記も5業務日以内とすることを目標としている。不動産登記の申請件数が激増する中で、個人・企業の不満解消を意図したものと見られる。

■原文は中央人民政府ポータル下記サイトをご参照。

[http://www.gov.cn/zhengce/content/2019-03/11/content\\_5372847.htm](http://www.gov.cn/zhengce/content/2019-03/11/content_5372847.htm)

[規則]

【税】

○「一連の税務証明事項の取り消しに関する決定」

(国家税務総局令第46号、2019年3月8日公布・施行)

税務手続きに使用する各種証明書のうち15種類を取り消すもの。手続きの簡素化を趣旨とする行政改革の一環。

■日系企業に関係する主な取り消された証明書は、以下の通り。( )内は従来の手続き。

- ・ 総機構・分支機構証明(増値税・消費税を総機構で合算納付する際に、分支機構設立許可文書と分支機構所在地の市場監督管理部門が発行する総機構・分支機構関係証明書を提出していた。)
- ・ ファイナンスリース業務経営許可証明(有形動産のリースおよびリースバックに対する増値税の優遇(実際の税負担が3%を超える部分を徴収即時還付)を受けるための税務局への届出をする際に、人民銀行等の許可証明書を提出していた。)

■原文は国家税務総局の下記サイトをご参照。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c4108834/content.html>

○「中国国内での無住所個人の居住時間の判定標準に関する公告」

(財政部・国家税務総局公告2019年第34号、2019年3月14日公布、同年1月1日施行)

今年1月1日から実施された新個人所得税に関連して、中国に住所のない外国人等の個人所得税の課税に関わる居住時間の基準を改めて示したもの。

■主な内容は、以下の通り。

- ・ 中国国内に住所のない個人が1納税年度において中国国内に累計で満183日居住し、その前6年の中国国内での毎年の累計の居住日数が満183日で、かついずれの年にも1回30日を超える出国がない場合は、当該納税年度は中国国内・国外の源泉所得について、個人所得税を納付する。
- ・ 同じく、1納税年度の前6年のいずれかの1年に中国国内での累計の居住日数が183日未満であり、または1回30日を超える出国があった場合は、当該年度の中国国外に源泉があり、かつ国内の単位・個人が支払った所得については、個人所得税を免除する。
- ・ 中国国内に住所のない個人の1納税年度内の中国国内での居住日数は、個人の中国国内での累計の滞在日数で計算するが、滞在した当日の滞在時間が24時間に満たない場合は中国国内での居住日数に算入しない

■原文は国家税務総局の下記サイトをご参照。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c4148981/content.html>

## ● 「外商投資法」が公布される

今月3月15日に閉幕した全国人民代表大会で「外商投資法」が可決され、同日公布された。同法は全42条で、総則(外商投資の基本原則等)のほか、主に投資促進、投資保護、投資管理が規定されている。その主な条文について、以下に見出し風に表記したので、ご参照いただきたい。(表記は解説者。)

### ■このうち投資促進については、以下の通り。(第9～19条)

- ・ 外商投資企業への国家の企業支援政策の平等適用
- ・ 外商投資関係法令制定時の外商投資企業からの意見聴取
- ・ 外国投資者と外商投資企業への法令・政策措置および投資プロジェクト情報等の照会サービスの提供
- ・ 外国・地域、国際組織との投資促進協力
- ・ 特定区域・一部地区での投資促進政策措置の試行
- ・ 特定業種・分野・地区への投資の奨励、誘導および優遇提供
- ・ 外商投資企業の標準制定活動への平等参加の保証
- ・ 外商投資企業の政府調達活動への平等参加の保証
- ・ 外商投資企業の株式・社債発行、資金調達の許可
- ・ 地方政府による外商投資促進・利便化政策措置の制定の許可
- ・ 政府の外商投資者・外商投資企業へのサービス・利便の提供義務

### ■投資保護については、以下の通り。(第20～27条)

- ・ 国家による徴収・収用の不実行および例外時の補償提供
- ・ 外国投資者による国内・国外への自由な送金の保証
- ・ 外商投資者・外商投資企業の知的財産権保護、行政機関と業務人員による技術移転強制の禁止
- ・ 行政機関と業務人員の外国投資者・外商投資企業の商業秘密の保持義務
- ・ 政府の外商投資企業への干渉の禁止
- ・ 地方政府の外国投資者・外商投資企業に対する承諾・合意の履行義務
- ・ 外商投資企業の商会・協会への自主加入の保証

### ■投資管理については、以下の通り。(第28～35条)

- ・ ネガティブリストによる外商投資の禁止・制限およびネガティブリスト以外の分野での内外無差別待遇
- ・ 外商投資のプロジェクト認可・届出の実施
- ・ 許可を要する業種・分野での外国投資者の許可取得義務
- ・ 外商投資企業の組織形態・組織機構・活動準則における「公司法」等の適用
- ・ 外商投資企業への労働保護・社会保険・税・会計・外貨等の関係法令の適用
- ・ 外国投資者の事業者集中審査の遵守義務
- ・ 外商投資情報報告制度の実施
- ・ 外商投資の国家安全審査制度の実施

■「外商投資法」は、外国投資者の投資に関する法律で、外商投資企業の運営については、「外商投資企業の組織形態、組織機構およびその活動準則は、『中華人民共和国公司法』、『中華人民共和国パートナーシップ企業法』等の法律の規定を適用する」(第31条)と規定されるだけである。また、「本法の施行前に『中華人民共和国中外合弁企業法』、『中華人民共和国外資企業法』、『中華人民共和国合作経営企業法』により設立された外商投資企業は、本法施行後5年以内は元の企業の組織形態等を引き続き留保することができる。具体的な実施規則は國務院が規定する」(第42条)とされている。

既存の外商投資企業(特に中外合弁企業、外国企業間の外商合弁企業)は、「公司法」の規定に照らして議決機関や議決方法・要件の見直しが必要になるので、ご留意いただきたい。

(本シリーズは、原則として隔週で掲載しています。)

～アンケート実施中～

(回答時間:10秒。回答期限:2019年4月20日)

<https://s.bk.mufg.jp/cgi-bin/5/5.pl?uri=ZIJ6Qe>